

令和4年度

かわべ西学童クラブ（学童保育）

入所のご案内



日高川町

かわべ西学童クラブ(学童保育)入所概要

1. 保育の基本方針

- ◎ 就労等の都合により、家庭で児童保育が出来ない場合に、保護者に代わって、一定の時間あずかり、家庭や地域社会と連携を密にし、家庭的機能の補完を行う。
- ◎ 子どもが健康、安全で安定した生活環境で活動でき、健全な心身の発達を図る。

2. 保育の実施日、対象児童、定員

- ◎ 保育実施日は、日曜日・祝日・休所日以外の毎週月曜日から土曜日とする。
(但し、令和4年4月1日から翌年3月31日までとする。)
- ◎ 対象児童は、原則として町内に住所を有する小学校に就学中の1年生から6年生の児童とし、保護者が就労等により不在又は産前産後休暇期間において、放課後等保育が出来ない家庭の児童とする。
- ◎ 定員は、おおむね35人程度とする。
- ◎ 毎月の出席調査を鑑み、低学年を優先する場合がある。

3. 保育時間

- ◎ 平日：授業終了後～午後6時まで
- ◎ 土曜日：午前8時～午後1時まで(長期休校中も同じ)
- ◎ 延長保育：午後6時～午後7時まで(学童クラブへ事前連絡が必要)
- ◎ 早朝保育：午前7時30分～午前8時まで(学童クラブへ事前連絡が必要)
- ◎ 春・夏・冬休み・臨時休校日：午前8時～午後6時まで
(但し、夏休み期間中のプールの使用については、保護者の責任でお願いします。)

4. 休所日

- ◎ 日曜日、祝日、その他(緊急等を要する日)
- ◎ お盆(8月13日～8月15日まで)
- ◎ 年末年始(12月29日～1月3日まで)

5. 保育料

- ◎ 月額7,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額4,000円)
- ◎ 8月は、月額15,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額8,000円)
- ◎ 保育料は前月の実績に基づいて、翌月初旬頃に請求させていただきます。
- ◎ 延長保育料及び早朝保育料は、30分ごとに150円
翌月初旬頃に保育料と合わせて請求させていただきます。
- ◎ おやつ代等として、月額2,000円(出席日数が月12日以下の場合は、月額1,000円)
- ◎ 減免制度がありますのでご相談下さい。(申請が必要です。)

6. 気象警報の取り扱い

- ◎ 日高川町に大雨、暴風、洪水のいずれかの警報が発表された時、又は大地震発生による避難指示が発表された時は、開所前は休所、在所中は学校と同様の対応となりますが、天候や気象情報等により安全面を考慮し、出来る限り早いお迎えをお願いします。(別紙参照)
尚、お仕事の関係等でどうしても迎えに来られない方は、必ず学童クラブにご連絡下さい。

7. お役立ちメールサービスの利用について

- ◎ 小学校と同様に、学童でも一斉送信メールを利用します。気象警報が発表された場合や、緊急を要する場合に利用しますので、登録をお願いします。
登録方法は、後日ご案内致します。

8. 持ち物について ※必ず名前を書いてください。

- ◎ 毎日持って来る物
 - ・水筒 ・ハンカチ(ポケットに入れておくもの) ・マスク
 - ・手ふき用タオル1枚(フックにかけられるようにして下さい)
 - ・れんらく帳(学童で準備していますので、登所時にお渡しします)
- ◎ 学童に置いておく物
 - ・着替え(上着・ズボン・下着・ソックス)を袋にまとめて入れて下さい。
- ◎ 春・夏・冬休み・臨時休校等、一日中在所する場合は、お弁当を持参して下さい。

9. 出欠等の連絡

- ◎ 無断欠席のないよう、欠席の場合は、必ず保護者の方からご連絡下さい。
- ◎ 2ヶ月にわたり学童を利用しない場合は、事前に住民課へお知らせ下さい。
- ◎ お家で体調が悪かったこと等もお知らせ下さい。

10. 急病、薬の服用等

- ◎ 急な病気に際しては、その症状にもよりますが、保護者の方にご連絡しますので、迎えに来て下さい。
- ◎ 急病に限らず学童保育では、飲むお薬(内服薬)を出すことは出来ませんので、普段常用されている方は、保護者の責任においてご用意下さい。

11. 傷害保険

- ◎ 児童は傷害保険へ加入します。

12. 入所申込受付

- ◎ **令和4年1月17日～1月31日までに、申込関係書類へご記入の上、本庁住民課にお申し込み下さい。なお、就労証明書につきましては令和4年度保育所入所申込書に添付し、日高川町役場に提出している方については不要です。**

13. 連絡先

- ◎ **日高川町役場 住民課 22-1701**
- ◎ **かわべ西学童クラブ 080-5327-4190**

誓約書

私（保護者氏名） _____ は、（入所児童氏名） _____ の

学童保育所（かわべ西学童クラブ）入所にあたり、下記の事項について誓約いたします。

記

1. かわべ西学童クラブの決まり等に従います。
2. 学童保育所保育料については、毎月の納付期日を遵守します。2ヶ月以上滞納した場合は、退所を含めた指導に応じます。
3. 当該児童が学童保育所内で著しく秩序を乱す行為を行い、それが継続し、保護者・関係機関の協議にて対策を講じた後も、学童保育所の運営に支障ありと判断された場合には退所も含めた指導に応じます。
4. 学童保育所への行き帰りの事故については、保護者の責任とします。
5. 学童保育所から習い事への行き帰りの事故については、保護者の責任とします。
6. 夏休み期間中のプールの使用については、保護者の責任とします。

令和 年 月 日

日高川町長 様

日高川町大字

（保護者氏名）